

した地域以外でも、巡回に重点を置き、オペレーションセンターを省略するなど、柔軟な事業形態を認めてはどうか。

- 本サービスは「小規模多機能型居宅介護」と同様に、基準や介護報酬について、市町村によって弾力的な対応が可能になるような配慮が求められると考えられるが、どうか。
- サービスの利用を促進する観点から、オペレーションセンターやケアコール端末等に係るハード費用への助成、市町村の他の事業・サービスとの連携などの対応を積極的に進めるべきと考えるが、どうか。

**(その他留意すべき事項)**

- 夜間にヘルパーを家に入れることに対する利用者の心理的抵抗感がなくなるような工夫を考える必要があるのではないか。

### (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### 【改正介護保険法における地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

第8条第20項 この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。以下この項において同じ。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

#### ① 基本的な考え方

- 平成17年1月から、構造改革特区において、介護老人福祉施設の定員の一部を、2ユニット（20人）までの個室ユニット型の「サテライト」として別の場所（市街地等）に移し、本体施設と一体的に運営する形態（以下「サテライト型居住施設」という。）を認めたところ。

サテライト型居住施設においては、本体施設との一体的な運営を前提とするとともに、居宅サービス事業所と併設されることも想定して、その人員・設備基準を緩和した。

併せて、サテライト型居住施設の設置に伴い、本体施設の入所定員を減少させることにより、本体施設の個室（準個室）ユニット型への改修が容易になるという効果もある。

- こうしたサテライト型居住施設における考え方を踏まえ、地域密着型介護老人福祉施設については、小規模事業所であるがために高コスト、非効率なサービス提供にならないよう、本体施設との一体的な運営を前提とするサテライト型の事業形態を基本とすることで、サービスの質を維持しつつ、効率的な運営が可能になると考えられる。

(※) この場合、本体施設は都道府県指定、サテライト型の地域密着型介護老人福祉施設は市町村指定となるが、市町村は、地域密着型サービスの指定を行う前に都道府県に届出をする仕組みとしており、両者間で連携を図りつつ、指定するかどうかを検討することとなる。

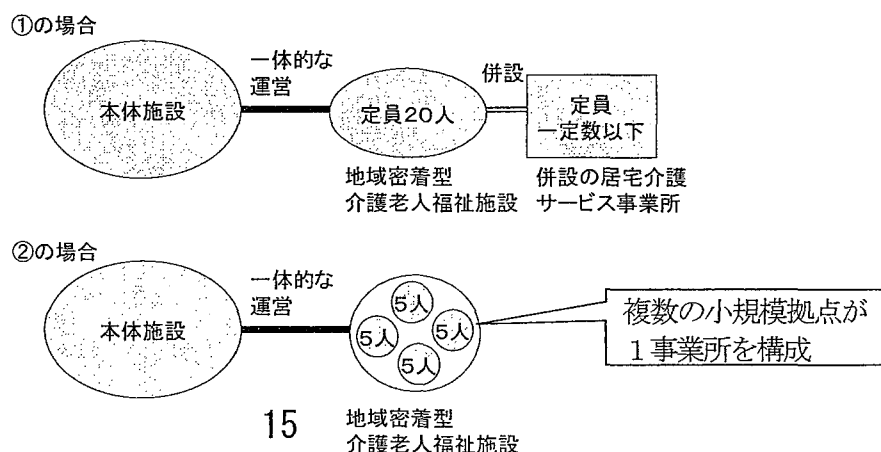
## ② 基準・報酬に関する論点

- 地域密着型介護老人福祉施設の定員は29人以下とされていることから、ユニットの数は3ユニットまで認めることが考えられるが、どうか。
- 本体施設との連携を前提とすれば、管理部門（管理者、事務員等）、ケアの統括部門（生活相談員、介護支援専門員、医師等）、調理部門（栄養士等）などは本体施設で担い、地域密着型介護老人福祉施設に配置すべき人員としては、直接ケアに当たる職員（介護職員又は看護職員）が中心となると考えられるが、どうか。
- 地域密着型介護老人福祉施設をできる限り自宅に近い環境とする観点から、
  - ① 地域密着型介護老人福祉施設に併設する居宅サービス事業所の規模は一定程度以下とすることが考えられるが、どうか。

(※) サテライト型居住施設においては、併設する居宅サービス事業所の利用定員は20人以下としている。

- ② 民家等の既存施設を有効に活用する観点から、定員5人程度の小規模拠点を数か所合わせて1つの事業所とする形態も考えられるが、どうか。

【イメージ】 (地域密着型介護老人福祉施設の定員が20人の場合の例)



- 居宅サービス等の併設事業所との間でも、職員の兼務を認めることが考えられるが、どうか。

#### (4) 地域密着型特定施設入居者生活介護

##### 【改正介護保険法における地域密着型特定施設入居者生活介護】

第8条第19項 この法律において「地域密着型特定施設入居者生活介護」とは、有料老人ホームその他第11項の厚生労働省令で定める施設であつて、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（以下「介護専用型特定施設」という。）のうち、その入居定員が29人以下であるもの（以下この項において「地域密着型特定施設」という。）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

#### ① 基本的な考え方

- 地域密着型介護老人福祉施設と同様、小規模事業所であるがために高コスト、非効率なサービスとならないよう、併設事業所と一体的に運営されることを前提とした基準の緩和を行うことが必要である。

#### ② 基準・報酬に関する論点

- 現行の基準では併設事業所との兼務を認めていない生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者について、兼務を可能とすることが考えられるが、どうか。
- 介護職員及び看護職員については、現行の基準上「要介護者等に対するサービス提供に従事することを基本としつつも、要介護者等のサービス利用に支障のない時に、要介護者等以外の当該特定施設の入所者に対するサービス提供を行うことは差し支えない」とされている。

この考え方を踏まえ、地域密着型特定施設の介護職員及び看護職員が、併設事業所における職務に従事することを可能とすることが考えられるが、どうか。

## (5) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

### 【改正介護保険法における認知症対応型共同生活介護】

第8条第18項 この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

### ①現行サービスの状況

#### ◇ 費用額の状況

平成17年4月	前年同月比	※構成割合
221億円	143.8%	4.2%

#### 参考

居宅サービスに対する割合
9.3%

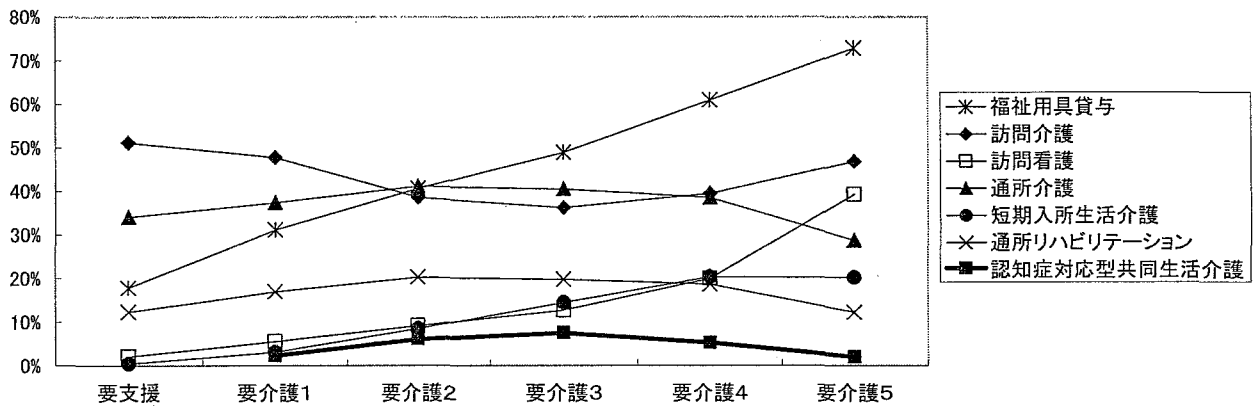
#### ◇ 受給者数の状況

平成17年4月	前年同月比	※利用率
89千人	141.7%	3.5%

※構成割合は、平成17年4月におけるサービス全体に対する割合。

※利用率は、居宅サービスを利用している者のうち認知症対応型共同生活介護を利用している者の割合。

#### ◇ 要介護状態区別にみた居宅サービス利用者総数に対するサービス別割合



#### ◇ 要介護状態区別にみた利用者の構成割合

